五　特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

第四十一条第一項中第十三号を第十九号とし、第十二号を第十八号とし、第十一号を第十七号とし、同項第十号中「第三十五条第二項第二十七号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項中第六号から第九号までを六号ずつ繰り下げ、同項中第五号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　非常の場合の対応に関すること。

第四十一条第一項中第四号を第六号とし、同号の次に次の三号を加える。

七　防護区域内防護対象枢要設備及び防護区域外防護対象枢要設備の防護に関すること。

八　特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の機能を常に維持するための措置に関すること。

九　情報システムセキュリティ計画に関すること。

第四十一条第一項中第三号を第五号とし、同項第二号中「同じ。）」の下に「及び立入制限区域」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第一号を第三号とし、同号の前に次の二号を加える。

一　関係法令及び核物質防護規定の遵守のための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

二　核セキュリティ文化を醸成するための体制（経営責任者の関与を含む。）に関すること。

（使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則の一部改正）

第五条　使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第百十二号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第一項の表第十号中「防護区域又は周辺防護区域」を「第三十六条第二項第一号に規定する防護区域、同項第二号に規定する周辺防護区域又は同項第三号に規定する立入制限区域」に改める。

第三十六条第二項第二号中「当該周辺防護区域を」の下に「人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有する」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同項中第十七号を第二十五号とし、第十二号から第十六号までを八号ずつ繰り下げ、同項第十一号イ中「設置すること。」を「防護区域内又は周辺防護区域内の鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置すること。ただし、その周囲に人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁を設置し、並びに当該障壁の周辺に照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置した鉄筋コンクリート造りの施設その他の堅固な構造の施設内に設置する場合は、この限りでない。」に改め、同号ロ中「連絡を」の下に「容易に傍受できない方法により」を加え、同号ハ中「及び周辺防護区域内」を「、周辺防護区域内及び立入制限区域内」に改め、「連絡を」の下に「容易に傍受できない方法により」を加え、同号ニ中「連絡は、」の下に「定期的に、容易に傍受できない方法による」を加え、同号を同項第十八号とし、同号の次に次の一号を加える。

十九　地震、火災その他の災害により見張人の詰所が使用できない場合に備えて、次に掲げる措置を講ずること。

イ　見張人が常時監視できる装置を備えた監視所（以下「監視所」という。）を設置すること。

ロ　見張りを行っている見張人と監視所との間における連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ハ　防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に連絡のための設備を設置し、監視所への連絡を容易に傍受できない方法により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

ニ　監視所から関係機関への連絡は、定期的に、容易に傍受できない方法による二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。

第三十六条第二項中第十号を第十七号とし、同項第九号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の四号を加える。

十三　中央制御室については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　壁は、容易に破壊されないものであること。

ロ　出入口の扉は、鉄製その他の堅固な扉とすること。

十四　使用済燃料貯蔵施設及び特定核燃料物質の防護のために必要な設備又は装置の操作に係る情報システムは、電気通信回線を通じて妨害行為又は破壊行為を受けることがないように、電気通信回線を通じた当該情報システムに対する外部からのアクセスを遮断すること。

十五　前号の情報システムに対する妨害行為又は破壊行為が行われるおそれがある場合又は行われた場合において迅速かつ確実に対応できるように適切な計画（第四十一条第一項において「情報システムセキュリティ計画」という。）を作成すること。

十六　特定核燃料物質の防護のために必要な設備及び装置には、非常用電源設備及び無停電電源装置又はこれと同等以上の機能を有する設備を備え、その機能を常に維持するための措置を講ずること。

第三十六条第二項第八号中ロを削り、ハをロとし、同号を同項第十一号とし、同項第七号ロ中「第九号」を「第十二号」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　使用済燃料貯蔵施設を設置した事業所内（防護区域内を除く。）において特定核燃料物質を運搬する場合については、次に掲げる措置を講ずること。

イ　特定核燃料物質を収納する容器に施錠及び封印をすること。ただし、容易に開封されない構造の容器を用いる等施錠及び封印と同等以上の措置を講じたときは、この限りでない。

ロ　関係機関に運搬の日時及び経路を事前に通知すること。

第三十六条第二項第六号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に、「第四号イ及びロ」を「第五号イ及びロ」に改め、同号を同項第八号とし、同項第五号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に、「又は周辺防護区域」を「、周辺防護区域又は立入制限区域」に改め、同号を同項第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ駐車場を設置し、防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内に立ち入る車両は、当該駐車場に駐車させること。ただし、当該駐車場の外に駐車することが特に必要な車両であって、特定核燃料物質の防護上支障がないと認められるものについては、この限りでない。

第三十六条第二項第四号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域及び立入制限区域」に、「又は周辺防護区域」を「、周辺防護区域又は立入制限区域」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号中「及び周辺防護区域」を「、周辺防護区域」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　周辺防護区域の周辺に、人の立入りを制限するための区域（以下「立入制限区域」という。）を定め、当該立入制限区域を人が容易に侵入することを防止できる十分な高さ及び構造を有するさく等の障壁によって区画し、並びに当該障壁の周辺に標識及びサイレン、拡声機その他の人に警告するための設備又は装置を設置し、並びに照明装置等の容易に人の侵入を確認することができる設備又は装置を設置すること。

第三十六条第三項中「第二項第三号から第五号まで（第四号ハを除く。）、同項第七号（同号ロを除く。）、同項第八号（同号ロ及びハを除く。）及び同項第十号から第十七号まで（第十一号イ、ロ及びハを除く。）」を「第二項第四号から第七号まで（第五号ハを除く。）、同項第九号（同号ロを除く。）、同項第十一号（同号ロを除く。）、同項第十四号から第十七号まで及び同項第二十号から第二十五号まで」に、「同項第三号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、同項第四号及び第五号中「防護区域及び周辺防護区域」とあり、及び「防護区域又は周辺防護区域」とあるのは「防護区域」と、同項第十一号中「二以上の連絡手段により迅速」とあるのは「迅速」と、同項第十六号中」を「同項第四号中「防護区域、周辺防護区域及び立入制限区域」とあり、及び「防護区域、周辺防護区域又は立入制限区域」とあるのは「防護区域」と、同項第七号中「防護区域内、周辺防護区域内及び立入制限区域内に、それぞれ」とあるのは「防護区域内に」と、「防護区域内、周辺防護区域内又は立入制限区域内」とあるのは「防護区域内」と、同項第二十四号中」に改め、同項中第三号を第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　特定核燃料物質の防護に関する関係機関への連絡は、二以上の連絡手段により迅速かつ確実に行うことができるようにすること。